

ラフティング世界選手権 2017における無人航空機（ドローン）の 安全な飛行の確保について（方針）

ラフティング世界選手権実行委員会

1 目的

「ラフティング世界選手権 2017」において、開催期間中の無人航空機（ドローン）（以下「ドローン」）という。）の安全な飛行を確保するため、この方針を定める。

2 期間

平成29年10月3日（火）から10月9日（月）まで

3 場所

ラフティング世界選手権 2017の競技会場及び三好市池田総合体育館

4 対応方針

- (1) ドローンを利用しようとする者は、事前にラフティング選手権実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に届け出し、了解をとることとする。
- (2) ドローンを利用しようとする者については、安全確保を担保するため、ドローンを利用して事業展開をしている団体等の操縦や安全教育訓練についての認定、資格等を求めるものとする。（技術レベルは初心者、初級者対象を除く。）
（具体例）
 - ① 一般社団法人日本UAS産業振興協議会（JUIDA）における「安全運航管理者証明証」
 - ② 一般社団法人ドローン操縦士協会（DPA）における「ドローン操縦士回転翼3級インストラクター」
 - ③ DJI JAPANにおける「DJIスペシャリスト」、「DJIインストラクター」
- (3) ドローンの利用者にあつては航空法、電波法及び関係法令を順守し、第三者に迷惑をかけることなく、安全に飛行させること。
- (4) ドローンは、操縦ミスなどで落下した際に、下に第三者がいれば、大きな危害を及ぼす恐れがあるため、第三者の上空では、飛行させないこと。
- (5) ドローンの利用者は、ドローン保険（賠償保険）に加入すること。
- (6) 事業者が映像撮影でドローンを飛行させる場合、責任を持って安全な運用に努めること。
- (7) この方針に定めのない事項については、事務局が別に定めるものとする。